

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6K6Z13C00480		6L9Z1AG0117 0001					
品名 または 件名							
特許情報等を用いた主要国間の先端技術動向調査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
現 地			陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
調整先：山口3佐（40477）			令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年10月8日（木）10時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書4. 1 契約相手方の条件に示す条件を満たしていることを確認できる書類を令和8年10月5日17時00分までに下記へ提出するものとする。なお、提出された書類に不備等があり、要求元が受理できない、または、承認できない場合は要求元から令和8年10月7日までに通知する。

提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 山口（TEL：03-3268-3111 内線40477）

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、250万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和０７・０８・０９年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日）が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない可能性があります。
- コ その他の項目については別紙による。
- サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第３班 伊藤

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

メールアドレス : rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 山口

(TEL : 03-3268-3111 内線40477)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
特許情報等を用いた主要国の先端技術動向調査		陸幕情報-C-Z-000120	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 8年 9月 9日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、特許情報等を用いた主要国の先端技術動向調査（以下，“この役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 技術

各国が重要視している高度かつ革新的で、特に軍事に大きな影響を及ぼす可能性をもつ技術をいう。

1.2.2 日本の防衛

日本の主権、領域及び国民の安全を確保するため、防衛力の整備・運用を通じて実施される防衛上の取組をいう。

1.2.3 陸上作戦

日本の防衛のうち、陸上自衛隊が主体又は一部として実施する作戦及びこれに関連する取組をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

2.1.1 目的

この役務は、特許情報、学術論文等の大規模な文献情報を基に、主要国（米国、中国及び日本）における研究開発活動の分布、先端技術分野間の関連性及びその変遷を可視化して比較分析し、主要国間の研究開発競争の構造及び各国の相対的な強みを明らかにするとともに、将来的に日本の防

衛及び陸上作戦に影響を及ぼす可能性のある先端技術領域を把握することを目的とする。なお、この役務は、個別技術の実装時期、技術成熟度又は装備化の時期を評価するものではない。

2.2 調査研究

2.2.1 調査対象情報の収集及び整理

学術論文、特許情報等を対象として、主要国間の先端技術動向を俯瞰的かつ定量的に比較分析するために必要な情報を収集する。収集規模は、全体として数万件から数十万件程度を想定するが、対象技術の特性、成熟度及び公開情報量に応じて適切に設定するものとする。この際、情報源、検索条件、重複除去等の収集・選別方法及び分析対象件数を明らかにする。

また、契約の相手方は、収集した全文献について、次の事項を契約の相手方が保有するソフトウェア等を利用して官側が閲覧、テキストファイル等の形式で出力できる状態とすること。

a) 学術論文

- (ア) 表題、発表年、収録誌
- (イ) 著者全員の氏名、所属
- (ウ) 抄録
- (エ) 論文のテーマを代表的に表す複数キーワード
- (オ) 被引用数、被引用数パーセンタイル（被引用数が全体の上位何%に入るかを示す指標）など学術論文の質を表す指標

b) 特許情報

- (ア) 発明の名称、公報番号、公開年、発行国
- (イ) 出願人又は代理人
- (ウ) 抄録
- (エ) 特許分類
- (オ) 被引用数など特許の質を表す指標

2.2.2 先端技術分野の可視化及び比較分析

収集した情報を分析し、先端技術分野間の関連性、先端技術の発展及び集中状況並びに主要国間の特徴を俯瞰的に把握できるよう可視化する。この際、二次元図、ヒートマップ等の適切な手法を用いるものとする。二次元図については、テキストマイニングにより先端技術間の関連性を可視化し、学術論文と特許など2種類以上の文献を1枚の二次元図上に表現したものをを用いるものとする。

2.2.3 研究開発活動が集中する先端技術領域等の抽出

可視化結果から、研究開発活動が集中している先端技術領域、主要国ごとの相対的な強み、技術クラスター及び技術領域間の関連性の変化を抽出する。この際、個別技術の実装可能性、実装時期又は技術成熟度を評価するのではなく、特許情報及び学術論文の件数、増加率、引用関係、出願人・研究機関並びに技術クラスター等に基づき、主要国間の研究開発競争の構造を分析する。なお、契約の相手方は、契約の相手方が保有するソフトウェア等を利用して、可視化結果を官側が閲覧および編集できる状態とすること。

なお、調査対象とする主要国、先端技術分野、情報源及び分析期間の細部は、調査研究実施計画書において明らかにし、情報課の確認を受けるものとする。

2.2.4 主要国間の研究開発競争構造の分析

2.2.1 から 2.2.3 までの分析結果を基に、先端技術分野ごとの主要国の研究開発活動の規模、成長性、継続性及び研究主体の集積状況を比較し、主要国間の研究開発競争の構造、各国の相対的な強み及び今後注視すべき先端技術領域を整理する。この際、主要国の政策動向、研究開発投資及び産業基

盤等に関する情報は、特許情報及び学術論文等の分析結果を解釈するための補足資料として用いるものとする。

2.2.5 日本の防衛及び陸上作戦への影響分析

2.2.4 で整理した結果を用いて、主要国における研究開発活動の変化及び先端技術分野間の関連性の観点から、日本の防衛及び陸上作戦に影響を及ぼす可能性のある先端技術領域について分析する。この際、個別技術の実装時期、技術成熟度又は装備化の時期を評価するのではなく、研究開発競争の動向から見た将来的な作戦環境及び作戦様相の変化、軍事的応用の方向性並びに継続的に注視すべき先端技術領域を整理する。

2.2.6 調査研究結果報告書の作成等

2.2.1 から 2.2.5 までを取りまとめ、調査研究結果報告書を作成するものとする。契約の相手方は、連絡調整会において陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課（以下、“情報課”という。）の確認を受けた後、調査研究結果報告書を提出するものとする。

調査研究結果報告書は、収集した情報の根拠、検索条件、分析対象件数、分析指標、分析手法、分析結果、考察並びに日本の防衛及び陸上作戦に影響を及ぼす可能性のある先端技術領域を、第三者が確認可能な形で体系的に整理するものとする。

なお、提出先及び提出時期については、表 1 による。

2.3 実施期間

この役務の実施期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2.4 役務実施場所

この役務の実施場所は、契約の相手方の執務室等とする。

2.5 連絡調整会の実施

契約の相手方は、調査研究実施計画書、調査研究の進捗状況及び調査研究結果報告書の内容について情報課の確認を受けるため、連絡調整会を実施するものとする。

連絡調整会は、原則として 2 週間に 1 回実施するものとし、開催場所は、市ヶ谷駐屯地又はオンラインを基準とする。開催時期、開催方法及び議題の細部は、情報課との調整による。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約の相手方の条件

従事者の資格等は、次による。

- a) この役務に必要な情報を適切に取り扱うことができる人員を確保するものとする。
- b) 過去 5 年以内に、防衛省又は防衛装備庁が発注した調査研究を履行した実績を有するものとする。
- c) a) の業務従事者が 2.2.1 に記載するテキストマイニングに関連する調査技術及び知識を有すること。

4.2 事前確認

入札参加者は入札日の 3 日前までに 4.1b) に規定する実績を証明する資料を情報課担当者に提出し、当該条件に適合することについて確認を受けるものとする。

4.3 提出書類等

提出書類等は、表1を基準とし、細部は、情報課との調整による。

なお、提出書類等は、情報課の確認を受けた後、提出するものとし、電子記憶媒体を用いる際は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

表1－提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	調査研究実施計画書	情報課との調整による	一式	契約締結後、速やかに	情報課（市ヶ谷）
2	作業従事者名簿	情報課との調整による	一式	契約締結後、速やかに	
3	調査研究結果報告書	情報課との調整による	一式	情報課との調整による	
4	役務実施報告書	情報課との調整による	一式	情報課との調整による	
注記 1 調査研究実施計画書の内容					
1) 実施予定表					
2) 体制図					
3) 細部調査研究要領					
注記 2 調査研究結果報告書の内容（基準）					
1) 先端技術分野の可視化及び比較分析					
2) 主要国間の研究開発競争構造の分析及び陸上作戦への影響分析					
3) 報告書の著作権区分がわかるもの					
4) 付録として、2週間に1回基準で実施した連絡調整会資料					
5) 分析に用いた文献情報及び可視化結果等を閲覧可能な、官側パソコン端末上でインターネットに接続することなく起動できるソフトウェア					
注記 3 提出書類のデータ形式（基準）					
1) 文書 Microsoft Office形式					
2) ソフトウェア exe形式のポータブルソフトウェア					

4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- 契約の相手方は、この役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 契約の相手方が第三者を従事させる場合の届出は、図1による。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- 現地作業における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- その他、担当官等が必要と認めた事項

4.6 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、この役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) この役務の履行によって創作された提出書類に著作権等が発生する場合、その権利は官側に帰属するものとする。ただし、契約の相手方がこの役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.7 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

(第三者に従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、この役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除くこの役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 この役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、この役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者に従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者をこの役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者をこの役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1-第三者に従事させる場合等の届出

入 札 書

調達要求番号	6L9Z1AG0117	契約実施計画番号	6K6Z13C00480
--------	-------------	----------	--------------

金額 円

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
特許情報等を用いた主要国間の先端技術動向調査	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	現地	納入期限(工期)	令和9年3月31日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 10 月 8 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所:

会 社 名:

代表者名:

担当者名:

連 絡 先:

令和8年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者